

ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。また、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘った焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

- ① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
- ② （県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）
- ③ 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
- ④ （災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）
- ⑤ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）
- ⑥ 教育活動の一環として行われる焼却行為
- ⑦ （キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯炊、炊飯による焼却など）
- ⑧ ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であつて軽微なもの
- ⑨ （落ち葉たき等）
- ⑩ 一般家庭から出る生活ごみは不可



⑥ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為

廃ビニールの焼却は不可
稲わら等の有効活用に関して
は、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、近所の迷惑にならないようお願いいたします。

役場では、野焼きによる苦情（相談）があった場合には、訪問して野焼きの即中止または改善指導を行い、みだりに焼却しないよう指導しています。

お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

あなたの飼う犬・猫がご近所から好まれるようにしましょう

近年、犬・猫による糞やいたずらなど様々な苦情が寄せられます。

近所の迷惑にならないように、飼い主の方のきちんとした管理が必要です。

茨城県では、あなたの街を犬の糞ゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに、10月を飼い主マナー向上推進月間と位置づけていますので、適正な飼育に関する普及啓発を図れるよう、飼い主の方のご理解・ご協力をお願いします。

犬の飼い方とマナー

糞はビニール袋に入れて持ち帰りましょう
ペットの糞の後始末は、飼い主の義務です。
糞の中の寄生虫や病原菌で病気になる危険があります。
環境美化に努め糞ゼロを目指しましょう。

ノーリードで散歩しないように
ノーリードで散歩すると、飼い犬が道路に飛び出し、交通事故にあつてしまうなど多くの危険があります。
公園内においても、ノーリードにしないよう心がけましょう。

猫の飼い方とマナー

飼い猫はできる限り室内で飼いましょう

屋外は、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど多くの危険があります。

また、近所の家で糞をしたり、畑を荒らしたり、車の上に乗ってキズをつけてしまうなど、近所の迷惑にもなりかねません。

飼い猫には首輪と名札または鑑札を付けましょう

飼い猫などの連絡が入った時に、飼い主へ連絡することができまます。

県や町では、迷い猫等の捕獲・駆除は実施していません。

迷い猫等が庭に寄りつかないようには、ホームセンターなどで販売している、迷い猫等避けグッズの他に、忌避剤や木酢液、コーヒー豆のかす、タマネギの薄切り、赤トウガラシを刻んだものなどを庭にまくと効果があるといわれています。

お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618（直通）
茨城県動物指導センター
☎0296(72)1200

平成22年度
境警察署管内による
野焼き検挙件数
8 件